

# 健康保険『被扶養者認定基準』の改正について

すでに、健保ニュース等によりお知らせしておりますとおり、平成21年2月27日（金）開催の第38回組合会で『被扶養者認定基準の改正』が承認されましたので、改正点についてお知らせいたします。

## ・改正の趣旨

前回の認定基準改正（平成13年7月1日）以降に発せられた新たな厚生労働省通知等に基づき改正するものです。

## ・改正内容の概要

### 一時収入の取扱い

一時収入（土地・建物売却収入、退職金、生命保険・損害保険等の契約に基づく一時金や満期返戻金等）も年間収入額に含めて判定してきましたが、**改正後は年間収入に算入しないことになりました。**

[詳しく見る](#)

### 夫婦一体の認定処理

認定対象者に配偶者がいる場合、その夫婦の年齢及び夫婦の年間収入合計額で判定してきましたが、**改正後は認定対象者一人の年間収入額で判定します。**

[詳しく見る](#)

### 一人当たり生計費による判定

被保険者の年間収入（被保険者の所属する事業主から支給される給与及び賞与の総額）から世帯一人当たりの生計費を算出し、その額と認定対象者の年間収入額により判定してきましたが、**改正後は認定対象者一人の年間収入額で判定します。**

[詳しく見る](#)

### 雇用保険法による失業給付の取扱い

失業給付の受給予定者は、出産等による受給延長期間中を除き、待期間中等も含め失業給付の受給が終了するまで被扶養者の認定対象としていませんでしたが、**改正後は失業給付受給期間中は支給見込額（基本手当日額×所定給付日数）と他の収入見込額との合計額により判定し、待期間・給付制限期間は無収入として取扱うこととします。**

[詳しく見る](#)

### 別居の場合の最低送金額の取扱い

被保険者の別居する直系尊属（実父母等）、弟妹、孫を被扶養者として認定する場合の被保険者からの最低援助（送金）額は、毎月3万円（年間36万円）以上とじていましたが、**改正後は、認定対象者1人当たり毎月5万円（年間60万円）以上に変更となりました。**

[詳しく見る](#)

## ・その他

旧認定基準により、上記の理由で被扶養者の資格を得ることができなかった方の中には、認定基準の改正により被扶養者として認定できるケースもありますので、再度ご確認ください。必要に応じ事業主を経由で（任意継続被保険者は健保組合へ直接）認定手続きをおこなってください。